

市第40号議案

横浜市総合保健医療センター条例の一部改正

横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年9月4日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正する条例

横浜市総合保健医療センター条例（平成4年3月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等

第3条第1項に次の1号を加える。

(4) 前条第7号に掲げる事業を行う精神障害者生活支援施設

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市総合保健医療センターにおいて地域で生活する精神障害者の日常生活の支援等の事業を実施するため、横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正したいので提案する。